

王寺町立図書館システム更新業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年1月

王寺町

王寺町立図書館システム更新業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本要領は、令和6年9月30日に契約期間が満了する現行の図書館システムの更新事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により、図書館システムの機能要件、価格、構築体制等の企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定する手続きを定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 件名

王寺町立図書館システム更新業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「王寺町立図書館システム更新業務基本仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合がある。

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 履行期間

①システムの構築・導入

契約締結日から令和6年9月30日まで

②システム利用・保守

令和6年10月1日～令和11年9月30日まで(予定)

※②は、地方自治法第234条の3の規定による長期契約を予定している。

(5) 提案上限額

提案上限額 19,030千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該金額は、システムの構築・導入、および令和6年度（令和6年10月1日～令和7年3月31日）のクラウドサービス利用、システム運用管理及び保守等を含めた総額である。

※見積額が提案上限額を超えた場合は、失格とする。

※支払期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日とする。契約については、システムの構築・導入とシステム利用・保守は別契約とし、システム利用・保守につ

いては令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年契約とする。

### 3. 参加資格要件

(1) プロポーザル参加資格要件及び業務実施上の条件は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。

- ①本実施要領及び仕様書に記載の内容を業務期間において、遂行可能な体制を確保すること。
- ②適切な進捗管理を行うことができる十分な体制を確保すること。
- ③プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を取得していること。
- ④令和4年4月以降に導入した公共図書館システム (王寺町に提案するものと同パッケージ) の導入実績が関西地区において3自治体以上あること。
- ⑤地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥破産法 (平成16年法律第75号) による破産手続開始の申立て、会社更生法 (平成14年法律第154号) 及び民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生又は再生手続きをしていない者であること。
- ⑦王寺町暴力団排除条例 (平成23年12月15日 条例第18号) に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ⑧宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではないこと。
- ⑨王寺町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ⑩法人税、消費税及び地方消費税等の国税又は地方税を滞納していないこと。
- ⑪王寺町の入札参加資格の停止措置および保留の期間でないこと。
- ⑫奈良県立図書館蔵書横断検索への参加実績を有すること。
- ⑬本提案に応募しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

### 4. 業務委託業者選定方法概要

事業者の公募方法については、令和6年1月4日 (木) から令和6年2月2日 (金) まで、本町ホームページに掲載する。

#### (1) スケジュール

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ・質問書の受付期限        | 1月17日 (水) 正午まで    |
| ・質問書の回答日         | 1月23日 (火)         |
| ・参加表明書、企画提案書等の提出 | 2月2日 (金) 16時 (必着) |
| ・プレゼンテーション審査     | 2月9日 (金)          |
| ・選定結果の通知・公表      | 2月15日 (木)         |

(2) 提案に関する質問及び回答

本提案に関する質問がある場合は、下記に電子メールで質問書を提出すること。

- ・提出期限 令和6年1月17日(水)正午まで
- ・提出先 王寺町立図書館 担当：川井
- ・電子メール library.oji.nara@snow.ocn.ne.jp

なお、件名は「王寺町立図書館システム変更業務に関する質問」とすること。

※質問は様式4「質問書」により行い、質問箇所を特定できるようにすること。

※回答については、すべての参加事業者に対して開示する。

※質問書送信後、担当者に電話で受信の有無を確認すること。

※電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は、一切受け付けない。

(3) 提出書類等

①参加表明書

本提案への参加を希望する者は、様式1「参加表明書」を所定の様式により、持参または郵送にて提出すること。期限までに「参加表明書」の提出がない者からの提案は受け付けない。なお、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、町は、その責めを負わない。

- ・提出期限 令和6年2月2日(金)16時(必着)  
※各日、8時30分から16時までとする(休館日を除く)
- ・提出先 〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺2目1-18  
王寺町立図書館 担当：川井  
TEL：0745-73-3398(直通)

(4) 企画提案書、見積書等の提出

次の書類等を持参または郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、町は、その責めを負わない。また、電子データ(PDF)を、CD-RまたはDVD-Rにより合わせて提出すること。

- ・提出書類 様式2\_誓約書 1部  
様式3\_同種業務実績確認調書 1部  
様式5\_提案書 1部  
様式6\_経費見積書 1部  
印鑑証明書、プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得していることがわかる書類 1部  
別紙2 図書館システム機能要件確認表 10部

- 企画提案書 10 部（正本 1 部、副本 9 部）
- ・ 提出期限 令和 6 年 2 月 2 日（水） 16 時（必着）  
※各日、8 時 30 分から 16 時までとする（休館日を除く）
  - ・ 提出先 参加表明書の提出先参照

(5) 提案書、見積書等の作成要領

- ①提案書は、「仕様書」及び各別紙に基づき、「王寺町立図書館システム更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に従って作成すること。
- ②提案書の内容は、提案事業者が責任をもって必ず履行できる内容を記載すること。契約後、不正や虚偽が発覚した場合は、本契約を解除するものとし、その賠償を請求することがある。
- ③提案に係る経費は、すべて提案事業者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- ④提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。可能な限り、分かりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれも可とする。
- ⑤提案書はA4 版横書きで作成し、様式は任意とする。
- ⑥提案書の内容は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用すること。必要な場合のみA3 版を織り込んで作成してもよい。
- ⑦提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述し、意思表示は、明確にすること。
- ⑧「仕様書」及び「王寺町立図書館システム更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領」等に記載のない事項であっても、王寺町または本業務に資する機能等については、提案書に記載しても差し支えない。ただし、今回の費用範囲内かどうか明確にすること。
- ⑨表紙には、「王寺町立図書館システム更新業務に係る企画提案書」と記述すること。
- ⑩別紙 4「王寺町立図書館システム更新業務 審査基準」のとおりの評価内容ごとに具体的な提案を行うこと。

尚、以下 1 から 10 までの章には、見積もり範囲内の内容を記載すること。11 に今回の費用範囲外となる項目がある場合は、見積もり範囲内と範囲外を分かるように記載すること。

1. 基本的な考え方
2. システム構成・性能
3. システム機能
4. 利用者への利便性の向上
5. ホームページ機能
6. セキュリティーシステム

(データセンター、データセンターと図書館との回線について記載すること)

7. 構築体制
8. 保守運用体制
9. データ移行 (スケジュールを含む)
10. 使用期間満了時及び満了後の取り扱い
11. 王寺町立図書館にとって有利と思われる提案

⑩提案書提出後、受託候補者決定までの期間中は、提案書に記載された内容の追加・修正・削除は認めない。

(6) 経費見積書の作成要領

- ①見積書は、「仕様書」に基づき、様式6「経費見積書」を提出すること。
- ②様式6「経費見積書」に計上した費用の積算根拠を、提案事業者の任意様式で別添すること。

(7) プレゼンテーションの実施

- ①令和6年2月9日(金)にプレゼンテーション審査を実施する。  
※原則として、契約締結後にシステム構築責任者となる方が説明及び回答を行うこと。会場に入室できるのは、5名以内とする。
- ②プレゼンテーション審査を実施するにあたり、プロジェクター、スクリーン以外は提案事業者側で準備すること。
- ③プレゼンテーション会場においてインターネット環境を準備しない。
- ④プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明を行うこと。システム機能については必要に応じて実機を用いた説明も可能とする。
- ⑤プレゼンテーション審査の順番については、「参加表明書」の提出順とし、開始時間等の詳細については、別途通知する。

(8) 審査方法

- ①審査は企画提案書説明(30分)、質疑応答(10分)に対して行う。
- ②審査会において、書類審査によって評価された点数と、プレゼンテーション審査を点数化し、合計得点が最も高い上位1者を優先交渉権者として選定する。また2番目に得点が高かった者を、次点交渉権者として選定する。

(9) 審査基準

審査項目と配点内訳は別紙4「王寺町立図書館システム更新業務 審査基準」のとおり。

(10) 審査結果の通知

- ①結果については、令和6年2月15日（木）にプレゼンテーション審査参加者全員に書面にて通知する。
- ②受託候補者の名称、所在地は、王寺町ホームページにて公表する。
- ③審査の経緯、内容に関する問い合わせには、一切回答しない。

5. その他注意事項

(1) プロポーザル参加の辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、様式7「辞退届」を提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはしない。

(2) 提案の無効

- ①1事業者が、複数の提案を行ったとき。
- ②経費見積書に記載された金額が、提案上限額を超えているとき。
- ③提案事業者が、参加資格要件を満たさないとき。
- ④所定の日時及び場所に、提案に係る書類の提出をしないとき。
- ⑤提案に関して虚偽または不正行為等があったとき。
- ⑥公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正の利益を得るための話し合いを行った者による提案があったとき。
- ⑦経費見積書の日付、金額、住所、氏名、若しくは重要な文字について誤字、脱字があるとき。あるいは認識し難い見積もり、または金額訂正した見積もりをしたとき。

(3) 提案書、審査等について

- ①提出された書類は、審査目的以外には使用しない。
- ②提出された書類は、審査目的の範囲で複製することができるものとする。
- ③提案等その他関係書類に係る作成及び提出に要する経費、デモンストレーション及びプレゼンテーションに要する経費、その他本業務の提案に要する経費は提案事業者の負担とする。
- ④提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。
- ⑤提案事業者は、実施要領等の内容や決定事項について、異議の申し立てを行うことはできない。
- ⑥王寺町から提示した本プロポーザルに関する資料を、本プロポーザルの企画提案以外の目的で使用すること、第三者へ開示・漏洩することを禁ずる。また、プロポーザルにおいて知り得た王寺町の事業等の内容については守秘義務を課す。
- ⑦審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せにも、応じないものとする。

- ⑧本提案システムの構築中に作成した報告書や、作業の過程で得た情報等は、一切の権利を含めて王寺町に帰属するものとする。
- ⑨企画提案書に記載した本業務に携わる技術者等は原則として業務完了まで従事することとする。ただし業務の目的を果たせないと王寺町が判断した場合は、技術者等の変更を求めることがある。
- ⑩提案内容に基づき選考するが、委託業務内容は、本稼働までの協議によって変更を求める場合がある。また、契約金額については、採用された提案事業者との協議を経て決定する。
- ⑪提案事業者が1者のみの場合でも審査を実施し、配点合計における6割以上の得点を獲得した場合に限り、受託候補者として選定する。

## 6. 配布資料一覧

様式 1\_参加表明書

様式 2\_誓約書

様式 3\_同種業務実績確認調書

様式 4\_質問書

様式 5\_提案書

様式 6\_経費見積書

様式 7\_辞退届

別紙 1\_図書館システム機器構成仕様

別紙 2\_図書館システム機能要件確認表

別紙 3\_ホームページ仕様書

別紙 4\_王寺町立図書館システム更新業務 審査基準

以上